

# 外来医療計画について

令和5年(2023年)11月 熊本県菊池保健所

# 熊本県外来医療計画（今後の施策の方向性）

- 医療法の規定に基づく医療計画における「外来医療にかかる医療提供体制の確保に関する事項」を定めたもの。
- 地域の医療提供体制の基礎となる外来医療の安定的な確保を図るため、医療計画の一部として、令和2年3月に「熊本県外来医療計画」を策定。
- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

## 【施策の方向性】

(1) 外来医療の  
分化・連携の  
推進

- ① 地域ごとの外来機能の見える化、地域医療構想調整会議での情報共有及び病床機能と外来機能の一体的協議（病診連携等）
- ② 在宅当番医制などの医師会等の分化・連携の取組みの促進
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなどICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民の医療のかかり方の普及啓発

(2) 外来医療を  
担う医師の養成・確保

- ① 総合診療専門医など地域の外来医療を担う医師の養成
- ② 事業承継制度等の後継者確保対策の検討
- ③ 初期救急や学校医等に係る新規開業者への協力要請

## 菊池地域において協力の意向を確認する外来医療機能

外来医療機能に関する菊池地域ワーキンググループ及び菊池地域医療構想調整会議で協議を重ね、菊池地域で一般診療所を新規開設する医師に対して、以下の5つの外来医療機能について、協力の意向確認を行うこととなった。

- ◆ 意向確認する外来医療機能  
「初期救急（在宅当番医）」 「学校医」 「予防接種」 「産業医」 「在宅医療」
- ◆ 意向確認開始時期  
令和6年（2024年）1月から
- ◆ 方法  
一般診療所を新規開設する際に、意向確認資料（外来医療機能に係る確認書）の提出を求める。
- ◆ 意向の活用  
保健所で状況を取りまとめ、調整会議で情報を共有する。

# 外来医療機能に係る確認書

菊池構想区域

(案)

外来医療機能に係る確認書

年 月 日

熊本県菊池保健所長 様

開設者 住所

氏名

[ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 ]

地域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無について、下記のとおり提出します。

医療機関の名称			電話番号		
開設の場所					
開設年月日	年	月	日		
管理者	住所				
	氏名				
診療に従事する医師の氏名等	氏名	担当診療科名	診療日又は日	診療時間又は間	
次の外来医療機能を担うことへの意思	有 ・ 無				
	① 初期救急医療 (在宅番医)				
	② 学校医				
	③ 予防接種				
	④ 産業医				
	⑤ 在宅医療				
有の場合、担う予定の機能 (該当に全て○)					
	無の場合 その理由				

(備考)

(1) 届出内容については、地域医療構想調整会議(外来医療提供体制の協議の場)において共有します。また、不足する外来医療機能を担う意思がない時には、その理由等について説明を求める場合があります。

(2) 担う予定の機能に変更が生じた場合には、速やかに本様式により報告してください